

高砂市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 91,159	千円 34,930,464	千円 530,054	千円 5,872,059	% 16.8	% 17.6

(注) 人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員等)に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

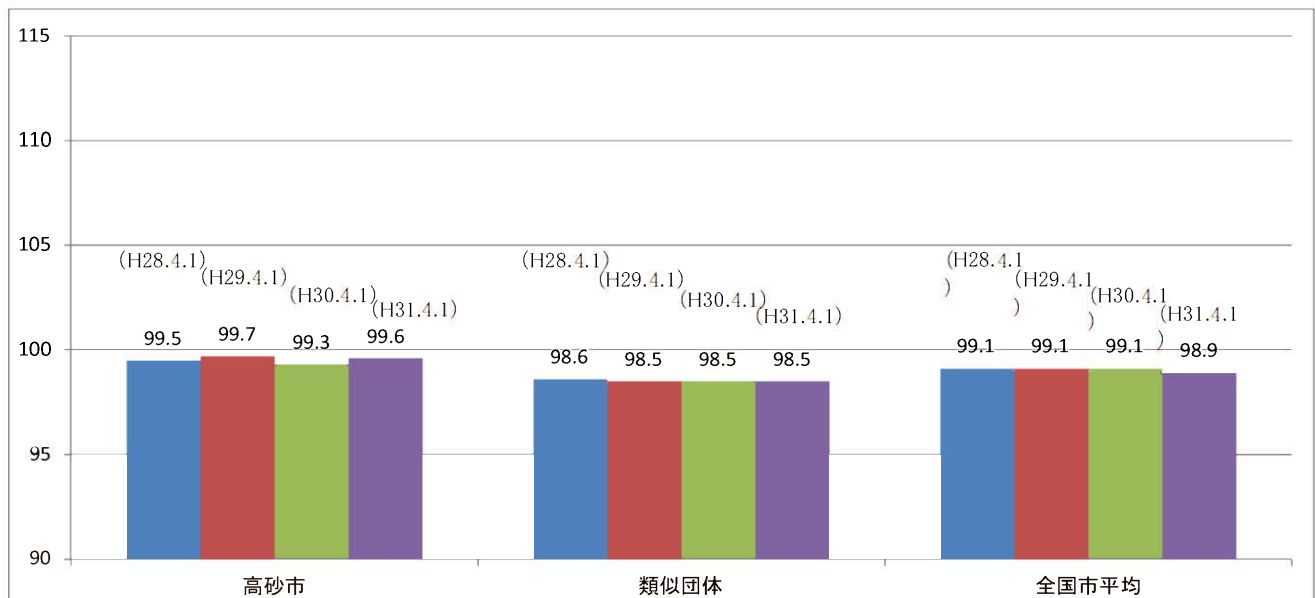
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
普通会計	632	2,429,215	546,502	1,007,540	3,983,257	6,303	5,896

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない

2 職員数については平成30年4月1日の職員数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成２７年４月１日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 平成２７年４月１日現在、国基準９％に対し、高砂市においては当面の間３％に制限して支給。
平成２７年７月１日現在、国基準９％に対し、高砂市においては平成２８年３月３１日までの間４％に制限して支給。
平成２８年４月１日現在、国基準１０％に対し、高砂市においては当面の間５％に制限して支給。
平成２９年４月１日現在、国基準１０％に対し、高砂市においては当面の間５％に制限して支給。
平成３０年４月１日現在、国基準１０％に対し、高砂市においては当面の間５％に制限して支給。
平成３１年４月１日現在、国基準１０％に対し、高砂市においては当面の間５％に制限して支給。

	平成27年度支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	平成31年度の 支給割合
	4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	7%	9%	10%	10%	10%	10%
高砂市の支給割合	3%	4%(7月1日から)	5%	5%	5%	5%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高砂市	42.1 歳	317,007 円	396,335 円	364,348 円
兵庫県	44.3 歳	336,400 円	429,399 円	390,581 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.7 歳	314,447 円	393,479 円	350,443 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民間従業員			参 考
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
高砂市	55.9歳	51	339,931 円	396,974 円	363,410 円	—	—	—	—
うち清掃職員	55.3歳	23	343,930 円	442,772 円	372,738 円	廃棄物処理業者	45.9歳	296,600 円	149.28 %
うち用務員	58.5歳	11	306,827 円	330,923 円	327,323 円	用務員	55.6歳	211,600 円	156.39 %
兵庫県	55.4歳	427	336,000 円	401,593 円	370,323 円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.3歳	28	306,370 円	343,456 円	322,403 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高砂市	— 円	— 円	—
うち清掃職員	6,882,403 円	4,102,900 円	167.7%
うち用務員	5,150,631 円	2,883,400 円	178.6%

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高砂市	40.6 歳	303,730 円	346,525 円	332,462 円
兵庫県	41.4 歳	357,200 円	417,340 円	— 円
類似団体	37.8 歳	283,254 円	321,128 円	— 円

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。
3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		高 砂 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,900 円	187,200 円	180,700 円
	高 校 卒	154,400 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	154,400 円	149,600 円	146,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

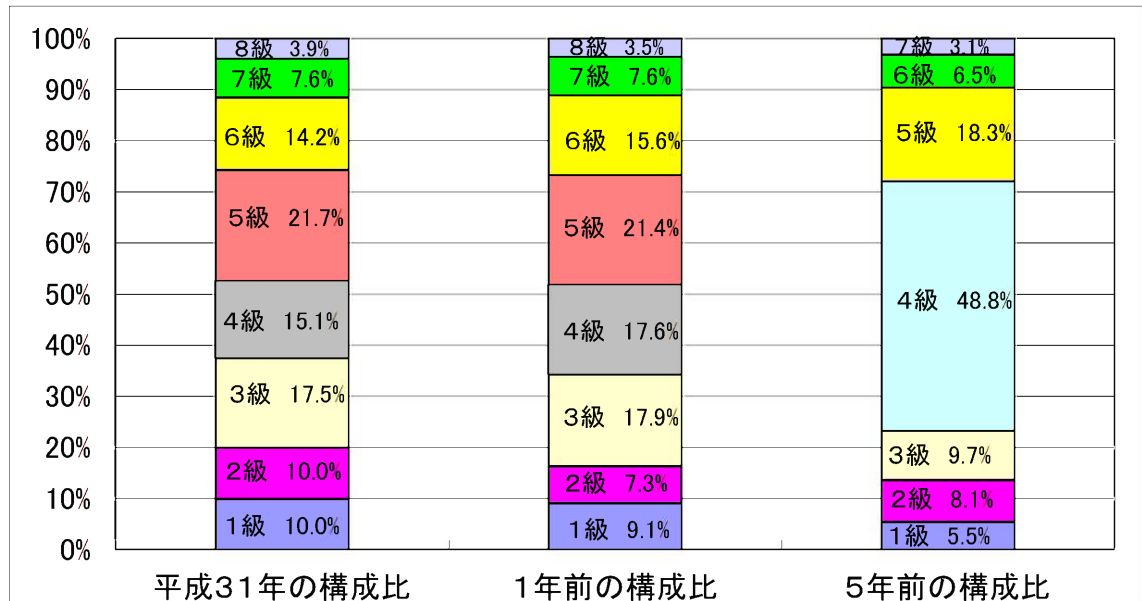
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,917 円	363,133 円	397,614 円	412,067 円
	高 校 卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	365,900 円
技能労務職	高 校 卒	該当職員なし	該当職員なし	345,833 円	364,000 円
	中 学 卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

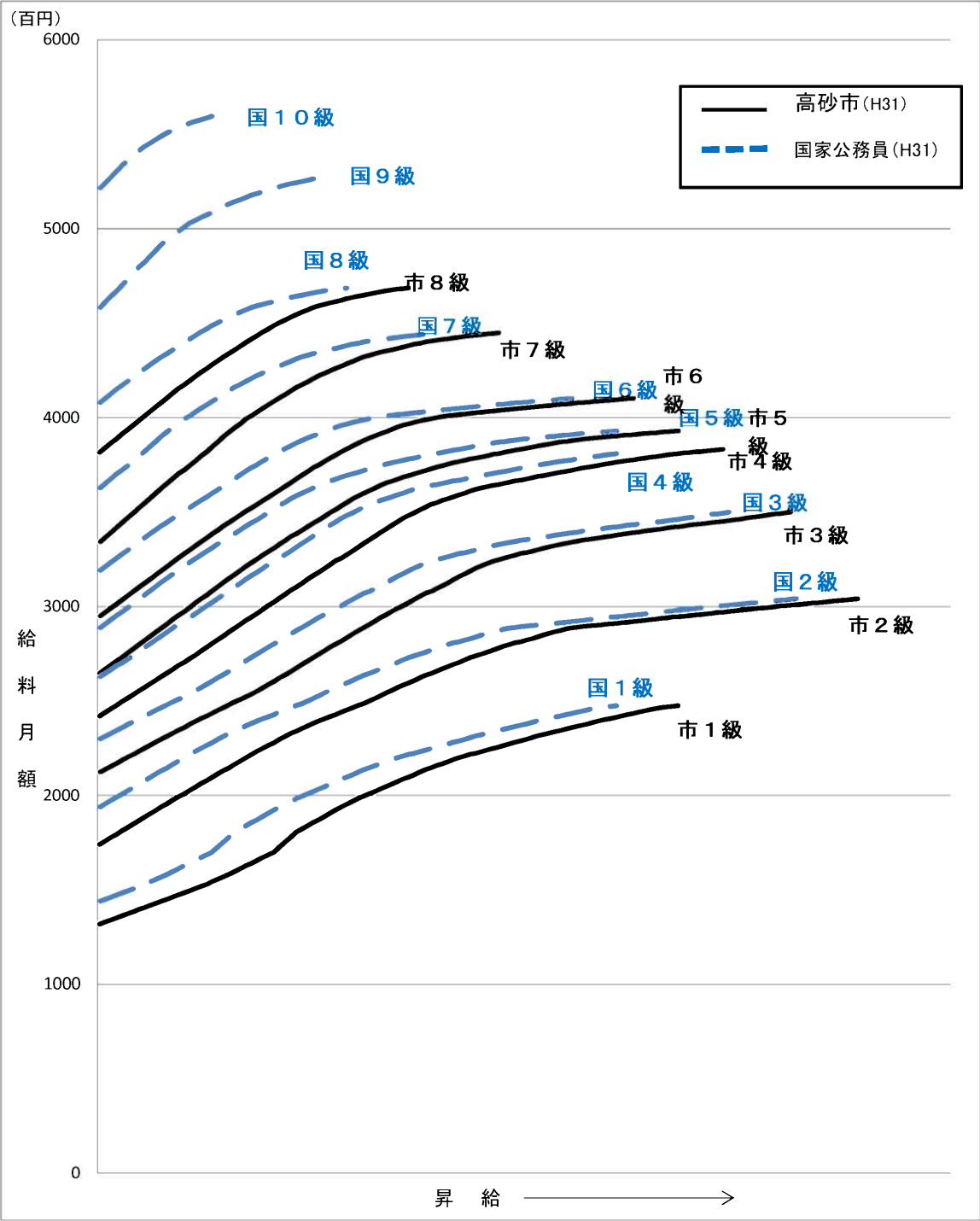
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部長・室長・局長	13 人	3.9 %	381,700 円	468,600 円
7 級	室長・次長・局長	25 人	7.6 %	334,300 円	444,900 円
6 級	課長・主幹・副課長	47 人	14.2 %	295,000 円	410,200 円
5 級	係長	72 人	21.7 %	264,700 円	393,000 円
4 級	主任	50 人	15.1 %	242,100 円	383,300 円
3 級	事務吏員・技術吏員	58 人	17.5 %	212,400 円	350,000 円
2 級	事務吏員・技術吏員	33 人	10.0 %	174,200 円	304,200 円
1 級	事務員・技術員	33 人	10.0 %	132,000 円	247,600 円

- (注) 1 高砂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成28年度より4級を主任級・5級を係長級に切り分け、そこから上位の役職の級を改めた。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日		管理職員		一般職	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 砂 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,593 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,877 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(高砂市)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

高 砂 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から45%を加算)		
1人当たり平均支給額	3,611 千円	21,100 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		141,265 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		213,391 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	5 %	662 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		11,031 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		27,304 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		61.0 %		
手当の種類(手当数)(平成31年4月1日)		20		
主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		—	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		—	月額1,000円
建築主事手当	建築基準法の規定により任命された建築主事で、建築主事としての業務に従事した職員		48 千円	月額2,000円
交替勤務手当	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている職員	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている業務	842 千円	月額1,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
児童学園保育士手当	児童学園に勤務する保育士で、利用者の療育指導並びに保護者の指導及び援助の業務に直接従事した職員		172 千円	従事した日1日につき100円
社会福祉業務手当	福祉部地域福祉室生活福祉課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事したもの	福祉部地域福祉室生活福祉課において、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務	302 千円	従事した日1日につき100円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務に従事した職員	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務	—	1回につき1,500円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症の防疫業務	—	従事した日1日につき500円
用地交渉等手当	土地の取得又は不法占拠地の立ち退きに係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で、交渉期間の長期化、交渉の難航等困難であると認められるものに従事した職員		9 千円	従事した日1日につき200円
動物遺骸取扱手当	犬猫、害獣等の遺骸の取扱業務に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
清掃業務手当	ごみ又はし尿の処理作業に従事した職員	ごみ又は、し尿の処理業務	4,900 千円	従事した日1日につき800円(半日400円)
救急出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急のため出動し、救急活動に従事した職員	救急のため出動し、救急活動業務に従事したとき	2,669 千円	1回につき200円 ただし救急救命士の資格を有する者が、救急救命処置を行った場合にあっては300円を加算
消防出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急以外の災害のため出動し、災害対策に従事した職員	救急以外の災害のため出動し、災害対策業務に従事したとき	283 千円	1回につき250円 ただし業務に従事した時間が2時間を越える場合にあっては、250円を加算
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	—	従事した日1日につき200円
特殊自動車運転手当	生活環境部美化センター、消防本部又は消防署に所属する特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が、公道において特殊用途自動車の運行を行った場合に支給する。	公道における特殊用途自動車運行業務	685 千円	従事した日1日につき100円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	162 千円	従事した日1回につき300円
滞納処分業務手当	市税、保険料、使用料等の滞納処分規定に基づく住居内等の捜索に従事した職員	市税、保険料、使用料等の滞納処分規定に基づく住居内等の捜索業務	—	従事した日1日につき200円

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	940 千円	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	142,764千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	220千円
支給実績（平成29年度決算）	156,927千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	242千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成30年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		71,342千円	232,384円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円	同じ		21,329千円	239,652円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ		37,609千円	61,959円
管理職手当	部長、局長 101,000円 参事(部長級) 78,000円 次長・参事(室長級) 73,000円 課長、主幹 56,000円 副課長 38,000円	異なる	給料月額に25/100を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じて得た額	96,943千円	745,715円
管理職員特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等又は平日の深夜に勤務した場合、勤務1回につき支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	異なる	勤務時間ごとの区分及び支給額を細分化	1,343千円	17,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	1,012,000	円	(参考) 類似団体における最高／最低額			
	副 市 長	832,000	円	1,053,000円 ／ 616,000円 870,000円 ／ 578,000円			
報 酬	議 長	629,000	円	629,000円 ／ 350,000円			
	副 議 長	575,000	円	575,000円 ／ 300,000円			
	議 員	522,000	円	530,000円 ／ 280,000円			
期 末 手 当	市 長	(平成30年度支給割合)					
	副 市 長	4.40	月分	6月期	2.1月分	12月期	2.3月分
	議 長	(平成30年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	4.40	月分	6月期	2.1月分	12月期	2.3月分
退 職 手 当			(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)
			給料月額 × 在職月数 × 支給率				
	市 長	1,012,000 × 48月 × 0.40	=	19,430,400	任期ごと		
	副 市 長	832,000 × 48月 × 0.24	=	9,584,640	任期ごと		
	備 考						

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、退職時の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	議 会	8	8	0	
	総 務	125	117	△ 8	総務部門の業務の見直しなど
	税 務	34	33	△ 1	市民税業務の見直し
	民 生	148	158	10	保育所部門の業務増など
	衛 生	72	68	△ 4	環境保全業務の見直しなど
	労 働	1	2	1	労働一般部門の業務増
	農林水産	13	12	△ 1	農業委員会事務局業務の見直し
	商 工	3	5	2	商工一般部門の業務増など
	土 木	73	73	0	
	小 計	477	476	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 52.22人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 56.35人)
	教育部門	61	58	△ 3	教育一般業務職員の短時間勤務化
公 営 企 業 計 等 部 門	消 防 部 門	94	94	0	
	小 計	632	628	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 68.89人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 73.93人)
	病 院	284	276	△ 8	看護業務の見直し
	水 道	23	24	1	水道部門の業務増
	下水道	33	33	0	
合 計	その他	30	32	2	後期高齢者医療部門の業務増
	小 計	370	365	△ 5	
合 計		1,002 [1,437]	993 [1,437]	△ 9 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 10.89人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

※ 上記の職員数には教育長を含まない。

(2)年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 H31	人 6	人 42	人 79	人 104	人 93	人 75	人 86	人 132	人 130	人 101	人 102	人 43	人 993

(注) 上記の職員数には教育長を含まない。

(3)職員数の推移

							(単位：人・%)
部 門 別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	467	459	473	483	477	476	9(1.9%)
教 育	86	86	67	67	61	58	△28(△32.6%)
消 防	95	95	93	95	94	94	△1(△1.1%)
普通会計計	648	640	633	645	632	628	△20(△3.1%)
公営企業等会計計	404	399	380	373	370	365	△39(△9.7%)
総合計	1,052	1,039	1,013	1,018	1,002	993	△59(△5.6%)

(注) 上記の職員数には教育長を含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
30年度	千円 1,362,072	千円 132,816	千円 124,633	% 9.2	% 9.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 26,581千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
30年度	人 23	千円 83,965	千円 4,206	千円 29,383	千円 117,554	5,111	6,181

(注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
2 職員数は平成31年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
高砂市 (水道事業会 計)	44.7 歳	337,542 円	465,206 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(水道事業)		高砂市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 2,013 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,592 千円	
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

高砂市(水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	19.6695 月分	勤続20年	19.6695 月分	19.669500 月分
勤続25年	19.6695 月分	33.27075 月分	勤続25年	19.6695 月分	33.27075 月分
勤続35年	19.6695 月分	47.709 月分	勤続35年	19.6695 月分	47.709 月分
最高限度額	19.6695 月分	47.709 月分	最高限度額	19.6695 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	19,994 千円	1人当たり平均支給額	3,611 千円	21,100 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		4,030 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		251,893 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	5 %	16 人	10 %

※上記の職員数には企業会計職員（病院・水道・工業用水道・下水道事業）を含みません。

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)	36 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	2,238 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	37.5 %
手当の種類(手当数)(平成31年4月1日)	7

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		24千円	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		—	月額1,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	—	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	2 千円	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	10 千円	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	816 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	37 千円
支給実績（平成29年度決算）	1,220 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	53 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	—	2,466千円	246,600円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円	同じ	—	972千円	324,000円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	—	1,531千円	69,586円
管理職手当	部長、局長 101,000円 参事(部長級) 78,000円 次長・参事(室長級) 73,000円 課長、主幹 56,000円 副課長 38,000円	同じ	—	672千円	672,000円
管理職員特別勤務 手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	—	4千円	4,000円

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
30年度	千円 209,571	千円 0	千円 67,300	% 32.1	% 26.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 7	千円 32,551	千円 4,034	千円 12,987	千円 49,572	千円 7,082	千円 6,339

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
2 職員数は平成31年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高砂市 (工業用水道事業会計)	44.4 歳	397,204 円	605,567 円
団体平均	43.4 歳	342,449 円	525,827 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(工業用水道事業)		高砂市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成30年度)		1人当たり平均支給額(平成30年度)	
1,870 千円		1,592 千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%		・役職加算 5%～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

高砂市(工業用水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	19.6695 月分	勤続20年	19.6695 月分	19.669500 月分
勤続25年	19.6695 月分	33.27075 月分	勤続25年	19.6695 月分	33.27075 月分
勤続35年	19.6695 月分	47.709 月分	勤続35年	19.6695 月分	47.709 月分
最高限度額	19.6695 月分	47.709 月分	最高限度額	19.6695 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			(定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	21,429 千円	1人当たり平均支給額	3,611 千円	21,100 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		1,688 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		241,191 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	5 %	7 人	10 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)(平成31年4月1日)	0

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		—	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		—	月額1,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	—	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	—	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	—	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	252 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	84 千円
支給実績（平成29年度決算）	389 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	97 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	558千円	186, 000円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円	同じ	-	306千円	306, 000円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	-	460千円	92, 040円
管理職手当	部長、局長 101,000円 参事(部長級) 78,000円 次長・参事(室長級) 73,000円 課長、主幹 56,000円 副課長 38,000円	同じ	-	2, 904千円	726, 000円
管理職員特別勤務 手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	-	9千円	4, 500円

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
30年度	千円 3,969,091	千円 632,426	千円 250,656	% 6.3	% 6.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 23,844千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 37	千円 153,684	千円 14,693	千円 57,835	千円 226,212	千円 6,114	千円 6,113

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
2 職員数は平成31年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高砂市 (下水道事業会計)	45.6 歳	358,108 円	519,262 円
団体平均	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(下水道事業)		高砂市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成30年度)		1人当たり平均支給額(平成30年度)	
1,727 千円		1,592 千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%		・役職加算 5%～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

高砂市(下水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	19.6695 月分	勤続20年	19.6695 月分	19.669500 月分
勤続25年	19.6695 月分	33.27075 月分	勤続25年	19.6695 月分	33.27075 月分
勤続35年	19.6695 月分	47.709 月分	勤続35年	19.6695 月分	47.709 月分
最高限度額	19.6695 月分	47.709 月分	最高限度額	19.6695 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			(定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	21,955 千円	1人当たり平均支給額	3,611 千円	21,100 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		7,546 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		228,666 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	5 %	33 人	10 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)	16 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	476 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	21.2 %
手当の種類(手当数)(平成31年4月1日)	7

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		—	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		—	月額1,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	1千円	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	3千円	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	—	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	4,196 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	135 千円
支給実績（平成29年度決算）	6,376 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	213 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	—	3,994千円	221,861円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円	同じ	—	1,410千円	282,000円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	—	2,688千円	76,799円
管理職手当	部長、局長 101,000円 参事(部長級) 78,000円 次長・参事(室長級) 73,000円 課長、主幹 56,000円 副課長 38,000円	同じ	—	4,572千円	762,000円
管理職員特別勤務 手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	—	5千円	5,000円

(4) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
30年度	千円 5,057,907	千円 51,847	千円 2,743,911	% 54.2	% 53.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 285人	千円 1,129,740	千円 545,024	千円 459,397	千円 2,134,161	千円 7,488千円	千円 6,906

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
2 職員数は平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高砂市 (医師)	50.9 歳	593,854 円	1,564,794 円
団体平均	45.0 歳	570,145 円	1,415,659 円
高砂市 (看護師)	43.7 歳	327,933 円	508,707 円
団体平均	39.5 歳	294,102 円	470,977 円
高砂市 (事務職)	43.4 歳	359,272 円	557,894 円
団体平均	42.9 歳	322,930 円	497,596 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(病院事業)		高砂市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,640 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,592 千円	
(平成30年度支給割合) (医師以外) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分 (医師) 期末手当 3.00 月分 1.50 月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(医師以外) 5%～15% ・役職加算(医師) 10%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

高砂市(病院事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	19.6695 月分	勤続20年	19.6695 月分	19.669500 月分
勤続25年	19.6695 月分	33.27075 月分	勤続25年	19.6695 月分	33.27075 月分
勤続35年	19.6695 月分	47.709 月分	勤続35年	19.6695 月分	47.709 月分
最高限度額	19.6695 月分	47.709 月分	最高限度額	19.6695 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	2,639 千円	19,184 千円	1人当たり平均支給額	3,611 千円	21,100 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)			67,777 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			238,650 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	医師以外 5 %	259 人	10 %
	医師 9 %	25 人	10 %

※上記の職員数には企業会計職員（病院・水道・工業用水道・下水道事業）を含みません。

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)	252,814 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	890,189 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	89.4 %
手当の種類(手当数)(平成31年4月1日)	19

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		24千円	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		12千円	月額1,000円
医師手当	医師		67,933千円	月額 院長 240,000円 副院長等 220,000円 医務局長 210,000円 部長 200,000円 医長 195,000円 副医長 190,000円 医師 185,000円 医師免許取得後3年未満の者 120,000円
医師診療手当	医療職給料表(1)の適用を受ける者(臨床研修医を除く。以下「適用医師」という。)		120,704千円	支給する月の前々月分の病院事業財務表による入院収益及び外来収益の合計額に100分の5.5を乗じて得た額の範囲内
遺体処置手当	遺体処置作業に従事した助産師、看護師及び准看護師		497千円	1回 1,000円
夜間看護業務手当	病棟に所属する助産師、看護師及び准看護師で、夜間に看護業務に従事した職員		32,459千円	準夜勤 1回 3,100円 深夜勤 1回 3,550円 夜勤 1回 7,300円
検査及び放射線従事手当	看護師、准看護師及び医療技術者で、中央検査科若しくは中央放射線室に所属する職員又は常態として放射線業務に従事する職員		1,816千円	月額 5,000円

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線業務手当	看護師、准看護師及び医療技術者で、放射線業務に従事した職員(検査及び放射線従事手当の支給を受ける職員を除く。)		187千円	従事した日1日につき250円
特別診療手当	医師、助産師、看護師及び医療技術者で別に定める者		21,924千円	1回 5,000円以内 (勤務時間外に緊急入院をさせた場合、医師に限る) 1回 81,000円以内 (診療のため病院内に待機した場合、医師に限る) 1回 13,900円以内 (診療のため病院内に待機した場合、医師以外)
透析業務手当	医療職給料表(1)の適用を受ける者で休日に当番として透析に従事したもの(宿日直勤務を命ぜられた者を除く。)		940千円	従事した日1日につき20,000円
麻酔科管理手当	麻酔科の医師で麻酔の処置をした者		2,915千円	麻酔科管理症例1件につき5,000円
画像診断手当	放射線科の医師で画像診断検査をした者		477千円	1件 40円
人間ドック診断手当	医師で、人間ドックを受診した者に対して診断をした者		22千円	1件 2,000円
ABC検診診断手当	医師で、ABC検診を受診した者に対して診断をした者		13千円	1件 500円
緊急呼出手当(1)	医師で、正規の勤務時間以外の時間において救急患者等に対処するため呼出しを受けて、業務に従事した者		1,230千円	1回 5,000円
緊急呼出手当(2)	助産師、看護師、准看護師及び医療技術者で、正規の勤務時間以外の時間において救急患者等に対処するため呼出しを受けて、業務に従事した職員		53千円	1回 1,620円
緊急呼出手当(3)	正規の勤務時間外において緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した事務局の職員		—	1回 300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	1,608千円	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	95,307千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	407千円
支給実績(平成29年度決算)	95,256千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	412千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	—	18,963千円	256,258円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円	同じ	—	11,245千円	274,269円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	—	22,139千円	82,286円
管理職手当	部長、局長 101,000円 参事(部長級) 78,000円 次長・参事(室長級) 73,000円 課長、主幹 56,000円 副課長 38,000円	同じ	—	47,366千円	910,885円
管理職員特別勤務 手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	—	19千円	4,750円